

湖南地域森林計画

令和4年 12月樹立

令和6年 12月変更

計画期間
自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 15 年 3 月 31 日

滋 賀 県

(湖南森林計画区)

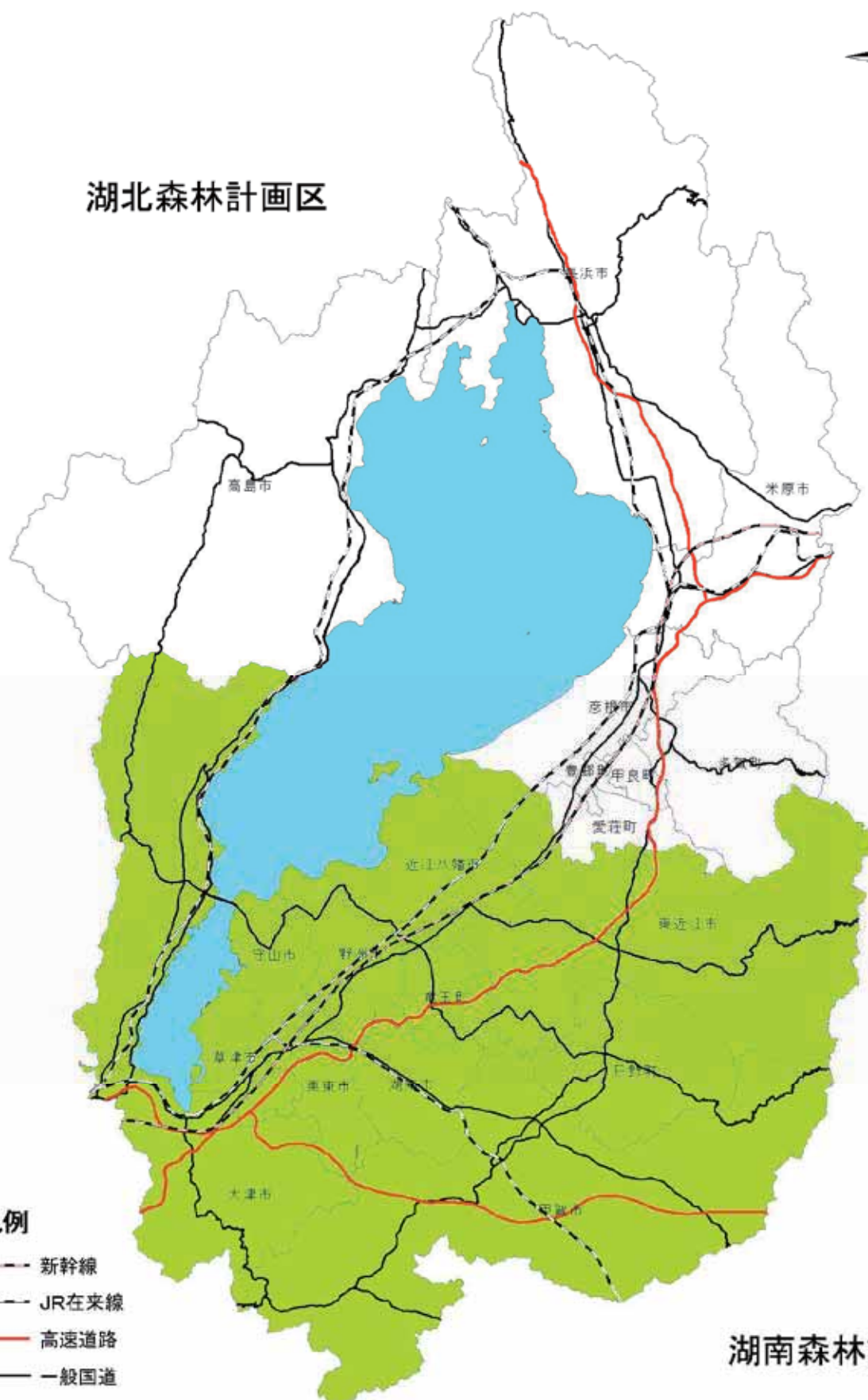
本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和 7 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



湖南森林計画区

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	1
2	前計画の実行結果の概要およびその評価	6
(1)	前計画の実行結果	6
(2)	評価	6
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	7
II	計画事項	9
第1	計画の対象とする森林の区域	9
第2	森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
1	森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	10
(1)	森林の整備および保全の目標	10
(2)	森林の整備および保全の基本方針	11
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	13
2	その他必要な事項	13
第3	森林の整備に関する事項	14
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	14
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	14
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	15
(3)	その他必要な事項	15
2	造林に関する事項	16
(1)	人工造林に関する指針	16
(2)	天然更新に関する指針	17
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	19
(4)	その他必要な事項	19
3	間伐および保育に関する基本的事項	20
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	20
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	20
(3)	その他必要な事項	21
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	22
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	22
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	25
(3)	その他必要な事項	25
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	26
(1)	林道（林業専用道含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方	26
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	28
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	29
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	29
(5)	林産物の搬出方法等	29
(6)	その他必要な事項	29

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項	30
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	30
(2) 森林管理制度の活用の促進に関する方針	30
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	30
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	31
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	31
(6) その他必要な事項	31
第4 森林の保全に関する事項	33
1 森林の土地の保全に関する事項	33
(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	33
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法	34
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	34
(4) その他必要な事項	34
2 保安施設に関する事項	35
(1) 保安林の整備に関する方針	35
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	35
(3) 治山事業の実施に関する方針	35
(4) 特定保安林の整備に関する事項	35
(5) その他必要な事項	35
3 鳥獣害の防止に関する事項	36
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	36
(2) その他必要な事項	36
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	37
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	37
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)	37
(3) 林野火災の予防の方針	37
(4) その他必要な事項	37
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	38
(1) 保健機能森林の区域の基準	38
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	38
第6 計画量等	40
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	40
2 間伐面積	40
3 人工造林および天然更新別の造林面積	40
4 林道の開設又は拡張に関する計画	41
5 保安林整備および治山事業に関する計画	44
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	44
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	46
(3) 実施すべき治山事業の数量	47
6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期	52

第7 其他必要な事項	53
1 保安林其他制限林の施業方法	53
2 其他必要な事項	53
別表 1 標準的な植栽本数	54
別表 2 間伐の標準的な方法	54
別表 3 間伐の低コスト施業の一例	55
別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準	56
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概況	59
(1) 市町別土地面積および森林面積	59
(2) 地況	60
(3) 土地利用の現況	61
(4) 産業別生産額	62
(5) 産業別就業者数	62
2 森林の現況	64
(1) 齢級別森林資源表	64
(2) 制限林普通林別森林資源表	70
(3) 市町別森林資源表	71
(4) 所有形態別森林資源表	72
(5) 制限林の種類別面積	74
(6) 樹種別材積表	76
(7) 特定保安林の指定状況	77
(8) 荒廃地等の面積	78
(9) 森林の被害	79
(10) 防火線等の整備状況	79
3 林業の動向	80
(1) 保有山林規模別林家数	80
(2) 森林経営計画の認定状況	81
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	81
(4) 森林組合および生産森林組合の現況	82
(5) 林業事業体等の現況	84
(6) 林業労働力の概況	85
(7) 林業機械化の概況	86
(8) 作業路網等整備の概況	86
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	87
(1) 森林より森林以外への異動	87
(2) 森林以外より森林への異動	87
5 その他	
(1) 持続的主伐の可能性	88

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ2分の1を占め、水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養^{かん}はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が十分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材の利用と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。令和5年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。令和6年度には県内6つの森林組合が合併し、スケールメリットを生かした森林整備および木材生産の加速化が期待される。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定されている。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を行うとともに林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

(2) 自然的背景

ア 位置および地区



本計画区は、県南部に位置し、大津市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市および蒲生郡（日野町、竜王町）、の9市1郡の11市町で構成され、区域面積は200,089ha、森林率は48%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部に分かれるが、県南東部は県境付近も平野部が広がっている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする愛知川・日野川の上流

地域、湖東平野部に点在する丘陵地帯、野洲川上流地域、下流地域、信楽高原を源とする大戸川地域、比良山系を源とする比良川・安曇川の上流の一部地域、および比叡山などを京都府との境としている大津市域の7つの地域に区分される。

イ 地質・土壌

愛知川・日野川上流を含む地域では秩父古生層が主体で、一部花崗岩・石灰岩地帯が分布している。

湖東平野部に点在する丘陵地帯では洪積層地帯、花崗岩地帯、石英斑岩地帯が分布している。

野洲川上流地域では古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

野洲川下流域では花崗岩地帯が主であるが、一部古生層、洪積層が見られる。

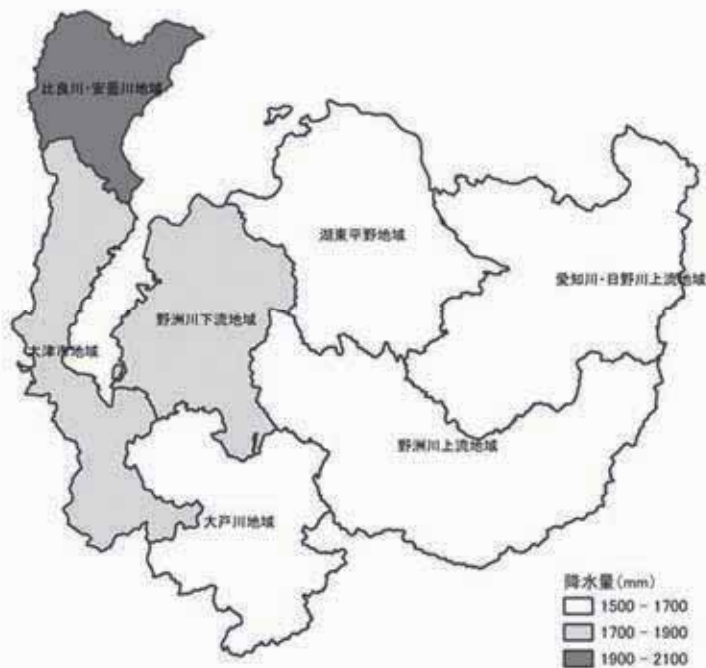
大戸川地域は大半が花崗岩地帯となっている。

比良川・安曇川上流地域は古生層、花崗岩地帯が大半であり、下流部に洪積地帯が分布している。

大津市地域は、古生層、洪積層、花崗岩地帯がほぼ均等に分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、愛知川・日野川上流地域や比良川上流地域の標高の高い箇所では地味が不良で風化花崗岩による未熟土が分布している他、湖東平野部に点在する丘陵地帯は地味が不良な乾性褐色森林土が分布している。

年間降水量



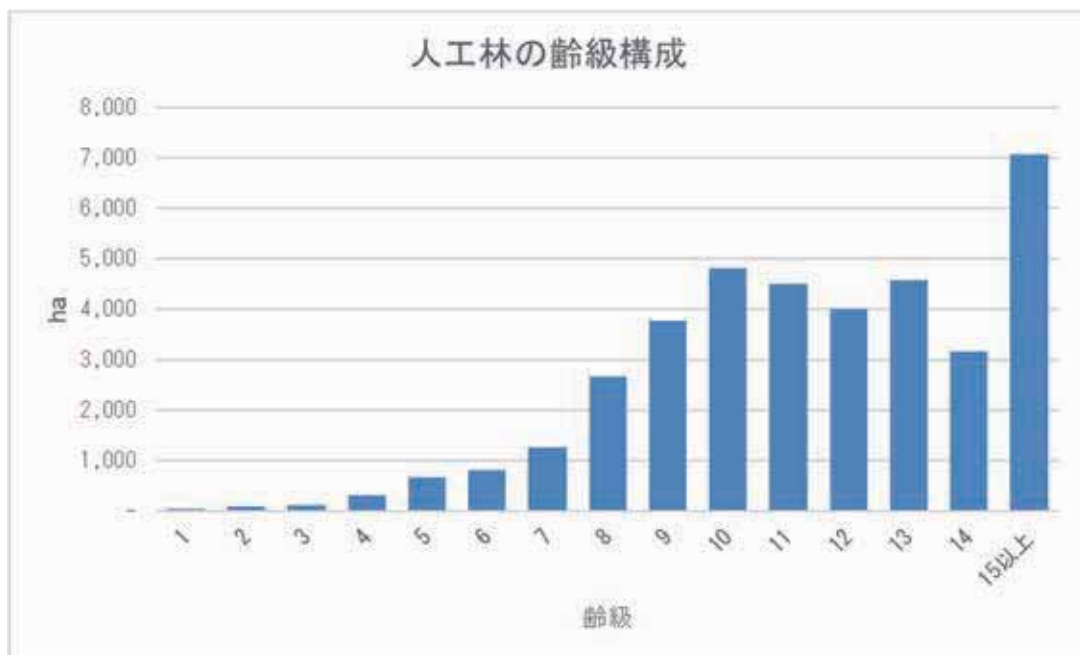
ウ 気候

湖南森林計画区は年間を通じて降水量は少なく、冬季積雪は愛知川・日野川上流地域と比良川・安曇川上流地域以外は少ない。特に近年積雪量は減少している。

エ 植生

全般的にスギ・ヒノキの人工造林が進んでいるが、湖東平野や野洲川下流地域は広葉樹の天然林が多く分布している。

人工林については、人工林率は湖南森林計画区全体では43%と県全体（44%）とほぼ同じであるが、野洲川上流地域では60%と県全体を大きく上回っている。特に甲賀市甲賀町を中心にヒノキの人工林が多く分布している。齢級構成は8齢級から12齢級の人工林が人工林全体の52%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はヒノキが59%を占めている。

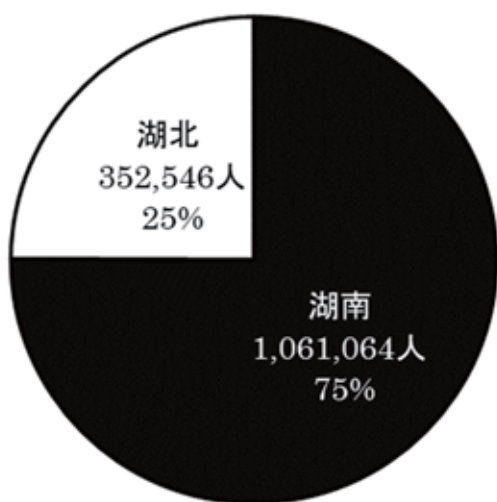


(3) 社会・経済的背景

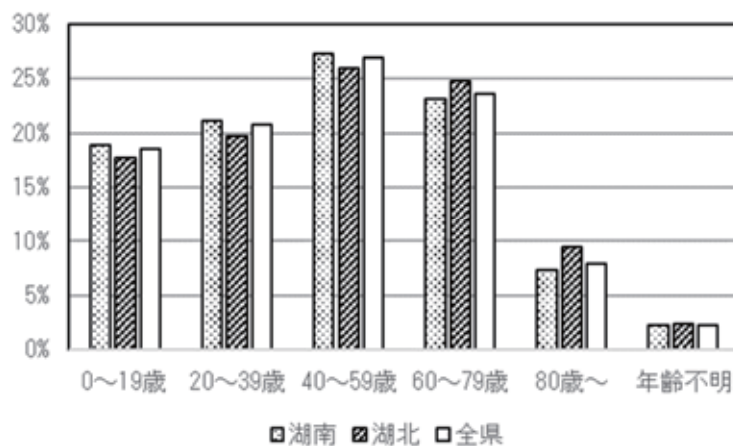
ア 人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の75%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60歳以下の割合が若干高くなっている。

森林計画区の人口割合



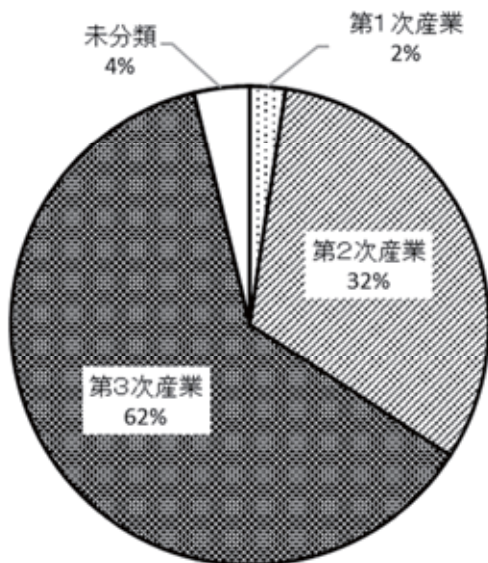
年代別人口構成



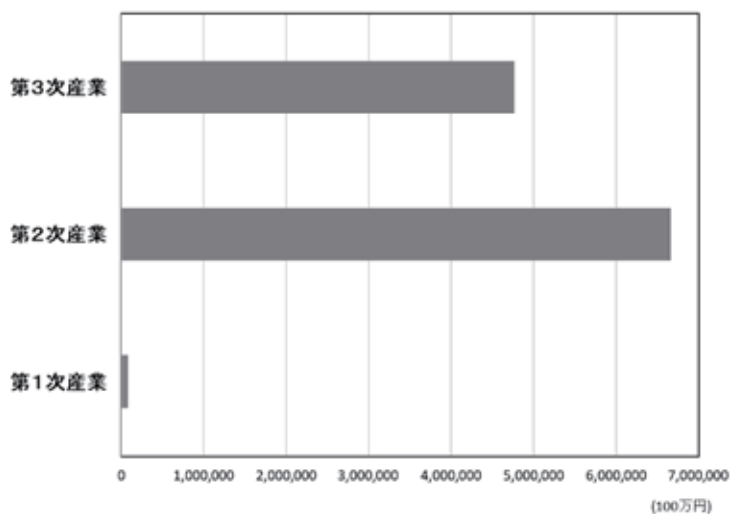
イ 産業

滋賀県の産業は、第2次産業、第3次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第2次産業が58%、第3次産業が41%に上る。湖南森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第2次産業、第3次産業を合わせると94%を占める。

湖南計画区産業別就業者割合

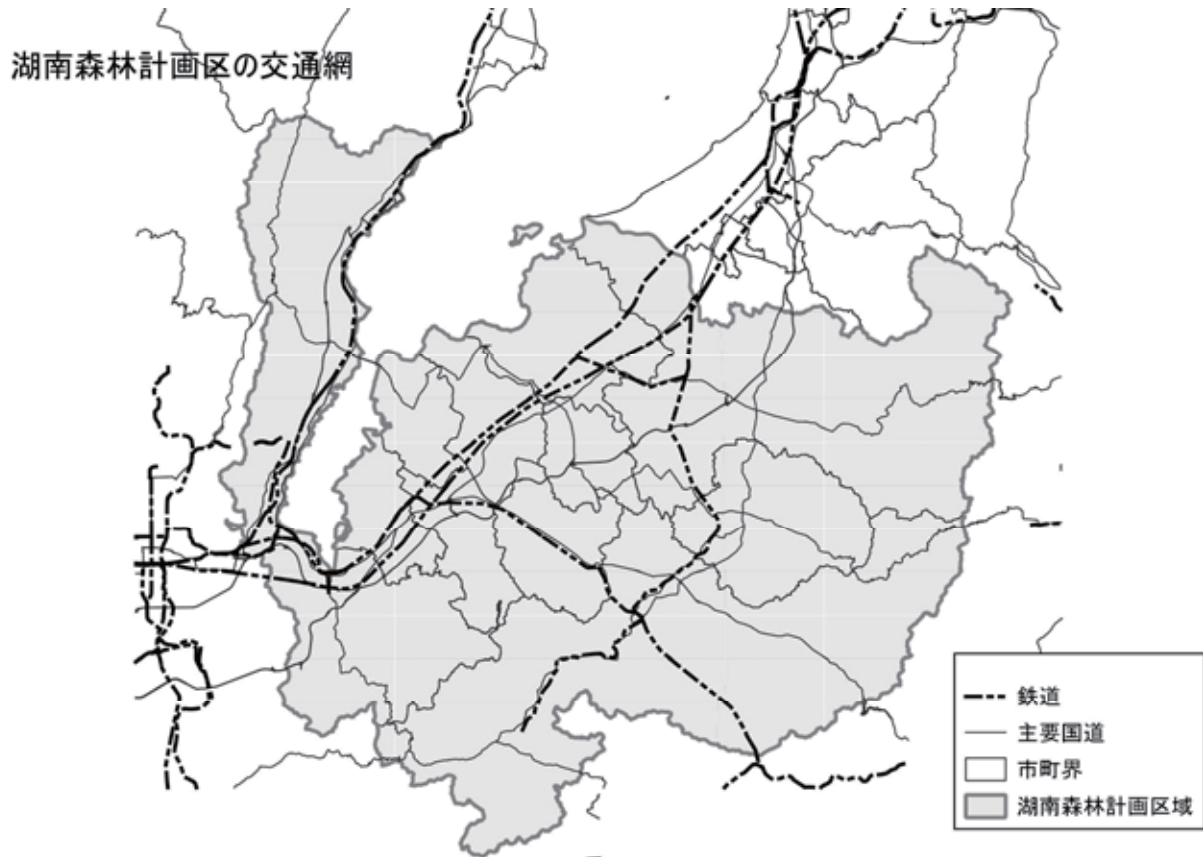


産業別県内生産額



ウ 交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖南森林計画区においては、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、JR 草津線、JR 湖西線、近江鉄道、信楽高原鐵道を中心とする鉄道網、名神高速道路、国道 1 号、国道 8 号、国道 307 号など道路網が整備され、京阪神方面、中京方面等大都市圏へのアクセスは良好である。



2 前計画の実行結果の概要およびその評価

(1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成30～令和4年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和4年度は見込み量）を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
伐採材積	主伐	針葉樹 (m3)	163,000	38,146	23.4
		広葉樹 (m3)	29,000	10,767	37.1
	間伐	針葉樹 (m3)	308,000	211,101	68.5
		広葉樹 (m3)	—	—	—
間伐面積 (ha)			7,637	3,093	40.5
造林面積	人工造林 (ha)		652	92	14.1
	天然更新 (ha)		293	61	20.8
林道	開設 (km)		8.2	2.3	28.0
	改良 (km)		21.6	1.7	7.9
	舗装 (km)		9.6	0.5	5.2
保安林指定	水源 ^{かん} の涵養 (ha)		412	220.68	53.6
	災害の防備 (ha)		170	248.37	146.1
	保健・風致の保存等 (ha)		140	19.41	13.9
治山事業(箇所)			153	51	33.3

(2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐についても材積量、面積ともに計画量には届かなかったが、間伐材の搬出利用については着実に増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから人工造林の実行量は計画量を下回っているが、主伐・再造林の機運が高まってきているため、今後増加に転じることが見込まれる。

林道では、いずれの地域においても木材運搬路としての林道整備は概ね備わっているため計画量を下回った。

保安林指定では、近年の多発する災害に対応すべく災害の防備のための保安林指定が計画量を上回った。保健・風致の保存等では計画量を下回った。

治山事業については、計画量を下回ったものの限られた事業費の中で緊急度の高い箇所を中心に事業を進めた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有効に利用していくことを基本とし、湖南森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっており、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林整備および保全の基本方針を示し、森林の有する各機能毎に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林施業の考え方を示して、森林の区分に応じた適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材生産流通体制を整備し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積 ha

区 分		面 積	備 考
総 数		88,988	1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
市 町 別 内 訳	大 津 市	22,006	
	近江八幡市	1,245	
	草 津 市	208	
	守 山 市	22	
	栗 東 市	1,866	
	甲 賀 市	30,416	
	野 洲 市	1,014	
	湖 南 市	3,643	
	東 近 江 市	21,116	
	日 野 町	6,099	
	竜 王 町	1,353	

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。

保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha

蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面積	育成単層林	3 6 , 8 8 3	3 6 , 4 6 3
	育成複層林	1 , 4 0 3	1 , 8 0 4
	天然生林	4 7 , 5 2 2	4 7 , 3 0 2
森林蓄積		1 9 1	2 0 9

育成単層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P40）を踏まえ、第3の5（5）林産物の搬出方法（P29）および第4の1（2）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法（P34）」と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P16）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であ

って、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとする。

（２） 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
湖南森林計画区	40	45	40	50	15	20

（３） その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安
	生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級	
ス ギ および ヒ ノ キ	一般建築材	中 仕 立	26 cm	60年
	造 作 材	中 仕 立	32 cm	80年

2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

（1）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ・ヒノキ等の花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

（a）人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P54）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P54）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

（b）人工造林の標準的な方法

（育成単層林）

①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

(育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

(a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

(b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は(2)「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新は、前生樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇

所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等、広葉樹ではブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

（a）天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

（b）ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

（c）天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね8,500本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了

した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

（3） 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

（4） その他必要な事項

該当なし

3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P10）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」（P40）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（1） 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P54）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P55）に示す。

（2） 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとする。実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育

成することとする。

⑤枝 打 ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

（３） その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P10)に示す森林の有する機能のうち、水源^{かん}涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能^{かん}ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)に基づき、水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

(a) 水源^{かん}の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源^{かん}養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帯又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P11)、別表4「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」(P56)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する(標準伐期齢+10年以上)とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める

標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）

70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とし、特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離等を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

第3の1(3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P15)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長 km

区 分	路線数	延 長
基幹路網	2 5 1	4 4 8
うち林業専用道	1	1

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1（1）に定める「森林の整備および保全の目標」（P10）の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業等への対応を踏まえて推進する。また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア 水源涵養機能^{かん}の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考

慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP31に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	110 m/ha以上	30 ～ 40 m/ha
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系 作業システム	85 m/ha以上	23 ～ 34 m/ha
	架線系 作業システム	25 m/ha以上	
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	60 < 50 > m/ha以上	16 ～ 26 m/ha
	架線系 作業システム	20 < 15 > m/ha	
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 m/ha以上	5 ～ 15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤード等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の(2)に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」（P28）を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壌ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1／2未満

基幹路網密度水準が1／2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開並びに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5（2）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」（P28）を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)					
車両系	(伐倒) → チェーンソー ハーベスタ	(集材・木寄) ウィンチ付クラップル	(造材) → チェーンソー プロセスサ ハーベスタ	(搬出) → フォワーダ (トラック)	(積込) → クラップル	(運搬) トラック
架線系	(伐倒) → チェーンソー	(集材・木寄) シンクヤータ タワーヤータ	(造材) → チェーンソー プロセスサ	(搬出) → クラップル	(積込) → トラック	(運搬) トラック

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

(6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

(1) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養^{かん}、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区 分		面 積	留意すべき事項	備 考
総 数		7 6 , 6 8 9	水源涵養 ^{かん} や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
市	大 津 市	1 8 , 4 9 3		
	近江八幡市	9 4 5		
	草 津 市	1 0 4		
町	守 山 市	—		
	栗 東 市	1 , 5 5 2		
	甲 賀 市	2 7 , 0 7 8		
別	野 洲 市	8 9 8		
	湖 南 市	3 , 4 1 6		
	東 近 江 市	1 9 , 0 3 9		
内	日 野 町	4 , 0 5 1		
	竜 王 町	1 , 1 1 4		
訳				

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林およびその搬出方法
該当なし

- (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。

- (4) その他必要な事項
該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P8)に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養^{かん}、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」(P10)に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意し取り組むこととする。

治山事業の計画について第6の5(3)「実施すべき治山事業の数量」(P47)のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1)のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた3つの総合的な対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

(4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養^{かん}、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1,000m³

区 分		総 数			主 伐			間 伐		
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数		1,048	917	53	470	339	53	578	578	0
うち前半5年分		455	418	27	200	163	27	255	255	0

2 間伐面積

単位：面積 ha

区 分		間伐面積
総 数		12,298
うち前半5年分		5,425

3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区 分		人工造林	天然更新
総 数		1,815	483
うち前半5年分		500	150

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5 年分	備考	
						面 積	材 積				
							針 葉 樹	広 葉 樹			
開 設	自動車道	林業専用道	大 津 市	葛川西部	1.0	2,338	260,965	100,811			
				葛川東部	1.0	2,092	181,687	106,222			
				計	2.0	4,430	442,652	207,033			
		林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道 林業専用道	甲 賀 市 (旧土山町) (旧信楽町)	黒滝・山女原	0.8	42	15,763	0			
				笹路・中谷	0.7	16	2,500	0		○	
				平子東山	1.4	46	5,600	1,400		○	
				山女原長谷	0.9	18	3,000	0		○	
				一の谷	1.2	42	6,469	995		○	
				蔵骨支線	0.7	85	12,255	367		○	
				上畑大谷	0.9	42	7,181	773		○	
				畑東側	0.7	21	3,624	179		○	
				黒谷北	0.7	28	23,142	365		○	
				市ノ谷	0.6	25	2,911	715			
				釜ヶ谷	0.9	33	4,057	462			
				下流谷	0.7	39	4,485	475			
				滝谷	0.6	37	3,661	493			
				計	10.8	474	94,648	6,224			
		林業専用道	東近江市 (旧永源寺町)	杠葉尾	5.2	243	23,640	9,557		○	
				計	5.2	243	23,640	9,557			
			東近江市 (旧愛東町)	角井	1.0	65	6,985	2,994		○	
				計	1.0	65	6,985	2,994			
			東近江市 (旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)			
				秦川押立山	0.1	161	19,554	655			
				三ツ又	0.3	15	1,855	139			
		計	0.4	176	21,409	794					
		合 計					19.4	5,388	589,334	226,602	

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位：延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5 年分	備考
						面 積	材 積			
							針 葉 樹	広 葉 樹		
拡 張	自動車道 (改良)	大 津 市	牧 富 川	0.8	(2,541) 761	(322,547) 91,414	(69,694) 34,097	○		
			明 王 谷	0.8	1,231	12,390	41,475			
			上田上逢坂	1.6	151	18,759	5,544			
			前 谷	0.1	31	5,600	231	○		
			蔵 野	0.5	93	8,073	2,283	○		
			鎌 倉 谷	0.5	378	47,700	24,565			
			花 折 峠	0.1	101	20,200	1,213	○		
			殿 山	0.2	30	8,323	948	○		
			北 出	0.1	72	2,590	600	○		
			南 ケ 谷	0.1	33	3,476	1,128	○		
			石 倉	0.1	38	3,627	0	○		
			柳 谷	0.1	15	1,476	76	○		
			真 岩	0.1	35	0	10,000	○		
			大 小 場	0.1	80	6,075	605	○		
			大 久 保	0.2	55	5,816	444	○		
			権 現 谷	0.1	110	9,715	0	○		
			蔭 山	0.3	46	9,024	1,707	○		
			硫 黄 谷	0.9	148	3,500	3,673	○		
		計	7	3,408	257,758	128,589				
			近 江 八 幡 市	織 山	0.4	77	6,135	768	○	
				長 命 寺	0.1	10	1,692	59	○	
				計	0.5	87.0	7,827.0	827.0		
			栗 東 市	走 井	2.7	125	11,080	1,270		
				平 谷	1.0	52	2,604	610	○	
				岩 坪	0.4	30	2,290	20		
				心 行 路	4.5	213	29,152	2,055	○	
				十 九 道	0.5	31	4,334	175		
				谷 山	0.2	20	0	1,350	○	
				金 勝	0.5	146	26,807	190	○	
				道 々	0.1	92	12,941	179	○	
		計	9.8	709	89,208	5,849				
			野 洲 市 (旧野洲町)	希 望 ケ 丘	1.4	61	36	9,316		
				計	1.4	61	36	9,316		

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5 年分	備考
						面 積	材 積			
拡張	自動車道 (改良)	林業専用道	甲 賀 市 (旧土山町)	杓 谷	0.8	71	19,613	0		
				(旧信楽町)	白 倉 谷	0.5	1,227	114,165	33,280	
				多羅尾支線	1.0	39	5,071	1,315	○	
			(旧甲賀町)	牧 富 川	0.1	(2,541) 1,780	(322,547) 231,133	(69,694) 35,597	○	
				神 唐 戸 川	0.1	635	75,547	6,871	○	
			(旧甲南町)	上 磯 尾	0.1	86	5,476	1,064	○	
				下 磯 尾	0.1	96	6,012	423	○	
				牧・杉谷	0.1	631	76,958	9,958	○	
				計	2.8	4,565	533,975	88,508		
			湖 南 市	三雲支線	0.1	20	3,447	185	○	
				三 雲	0.1	58	10,039	66	○	
				大 納 言	0.1	160	38,429	747	○	
				ジリメキ	0.1	27	6,750	1,447	○	
				正 福 寺	0.1	48	4,217	3,453	○	
				西 寺	0.2	65	5,976	124	○	
				阿星支線	0.1	43	8,066	859	○	
				十二峰線	0.1	229	15,597	998	○	
			(旧甲西町)	計	0.8	421	76,924	6,881		
			東 近 江 市 (旧八日市市)	延 命	0.3	91	10,853	145		
			(旧愛東町)	太 良 谷	0.3	193	15,939	1,947	○	
				横 根 谷	0.4	199	4,353	3,275		
				小 倉	0.1	91	7,636	865	○	
			(旧湖東町)			(352)	(41,933)	(2,669)		
				秦川押立山	0.4	161	19,554	655	○	
			(旧永源寺町)			(2,263)	(210,438)	(94,573)		
				御 池	2.0	1,864	170,601	89,459	○	
				茨 川	2.0	1,837	46,942	107,931	○	
				和 南	1.2	142	12,730	3,334		
				萱尾蓼畑	0.8	102	4,590	1,526		
				瀬 川	1.0	258	14,889	6,666	○	
				辺 谷	0.4	140	15,114	1,680	○	
				甲津畑原	2.7	91	13,163	1,049	○	
				杠 葉 尾	2.5	765	41,831	31,741		
				甲津畑	2.0	577	49,417	28,819	○	
				堂 の 後	0.1	462	19,226	8,009	○	
				岩 ケ 谷	0.5	1,602	33,740	47,621	○	
				計	16.7	8,575	480,578	334,722		
			日 野 町	杓子ヒミズ谷	1.8	135	13,404	8,024		
				水 木 谷	2.3	229	19,619	7,543		
				石 谷	2.0	62	6,332	515		
				東 山	1.0	81	10,868	1,034		
				三 峯	0.6	234	15,934	4,890		
				北 畑	0.6	140	23,641	5,511		
				奥 山	0.2	290	46,122	1,140		
				勝 手 谷	0.4	79	12,392	215		
				千 本 野	0.4	92	13,250	613		
				音 羽 谷	0.4	91	12,648	685		
				宝 殿	1.6	141	13,348	1,270		
				南 谷	0.2	44	4,384	481		
				井 の 谷	0.4	42	5,854	328		
				川 原	2.7	149	26,599	2,688	○	
				高 尾 谷	1.3	73	14,311	943	○	
			計	15.9	1,882	238,706	35,880			
合 計					54.7	19,823	1,692,811	611,071		

注 : 上段 () 書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m3

開設 拡張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備考	
						面 積	材 積				
拡張	自動車道 (舗装)		大 津 市	牧 富 川	1.0	906	29,473	15,896	○		
				明 王 谷	1.0	1,231	12,390	41,475			
				鎌 倉 谷	1.5	378	47,700	24,565			
				北 出	3.0	72	2,590	600			
				平 皆 子 谷	1.0	515	17,593	25,907			
				中 村	1.0	389	14,198	20,121			
				大 宮 谷	1.0	231	53,370	320			
				平 子 谷	1.0	177	39,166	97			
				大 谷	0.5	37	1,988	628			
				大 小 場	0.3	80	6,075	605	○		
				計	11.3	4,016	224,543	130,214			
			栗 東 市	道 々	1.6	92	11,199	155			
				走 井	5.8	125	11,080	1,270			
				谷 山	0.5	20	0	1,350			
				岩 坪	0.8	30	2,290	20			
				岩 坪 支 線	0.3	10	1,692	59			
				計	9.0	277	26,261	2,854			
			湖 南 市	ジリメキ	1.4	27	6,750	1,447	○		
				大 納 言	0.2	160	38,429	747	○		
				三 雲	0.2	58	10,039	66	○		
				計	1.8	245.0	55,218	2,260			
			甲 賀 市 (旧甲南町)	上 磯 尾	1.7	86	5,476	1,064	○		
				下 磯 尾	1.2	96	6,012	423	○		
			(旧土山町)	奥 山	3.0	637	111,223	10,591			
				河 内	2.0	113	14,997	291			
			(旧甲賀町)	神 唐 戸 川	0.1	635	75,547	6,871	○		
				(旧信楽町)	牧・富川	2.0	(2,541) 1,780	(322,547) 231,133	(69,694) 35,597		○
				計	10.0	3,347	444,388	54,837			
			東 近 江 市 (旧永源寺町)	茨 川	1.1	1,837	46,942	107,931	○		
				堂 の 後	3.0	462	19,226	8,009			
				宮 ケ 谷	1.0	180	2,671	5,660			
			(旧湖東町)	秦川押立山	0.2	(352) 161	(41,933) 19,554	(2,669) 655			
				南 谷	0.2	24	2,581	0			
				三 ツ 又	1.1	85	10,388	778			
				計	6.6	2,749	101,362	123,033			
				日 野 町	杓子ヒミズ谷	3.4	135	13,404	8,024		
		水 木 谷			2.6	229	19,619	7,543			
		東 谷			2.0	81	10,868	1,034			
		北 畑			2.5	140	23,641	5,511	○		
		勝 手 谷			1.0	79	12,392	215			
		計			11.5	664	79,924	22,327			
合 計				50.2	11,298	931,696	335,525				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

開設・拡張別			延 長	路線数
全 期	開 設		19.4	19
	拡 張	改 良	54.7	76
		舗 装	50.2	35

5 保安林整備および治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面 積	うち前半 5年分	備考
総 数 (実面積)	42,100	658	
水源涵養 ^{かん} のための保安林	13,707	300	
災害防備のための保安林	25,573	358	
保健・風致の保存等のための保安林	9,629	120	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の
所在および面積等

(全 期)

単位： 面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定または解除を 必要とする理由	備 考	
		市	町 区 域					
指 定	水源涵養 ^{かん} のための保安林	大 津 市	一 円	688	90	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため		
		甲 賀 市		951	124			
		東 近 江 市		661	86			
		計		2,300	300			
	災害防備のための保安林	大 津 市	一 円	341	101			
		甲 賀 市		472	139			
		野 洲 市		16	5			
		湖 南 市		57	17			
		東 近 江 市		328	97			
		計		1,213	358			
	解 除		大 津 市	一 円	1			1
湖 南 市				1	1			
栗 東 市				1	1			
竜 王 町				1	1			
甲 賀 市				2	2			
計				6	6			

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除 別	種 類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定または解除を 必要とする理由	備 考
		市	町 区 域				
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	大 津 市	一 円	60	32	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		近 江 八 幡 市		3	2		
		栗 東 市		5	3		
		甲 賀 市		82	45		
		野 洲 市		3	1		
		湖 南 市		10	5		
		東 近 江 市		57	31		
		計		220	120		
解 除		大 津 市	一 円	1	1	転用等	
		計		1	1		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全 期)

単位：面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水 源 かん 養 涵 養	968	968	9,684	9,684	9,684
災害防備	1,715	1,715	17,149	17,149	17,149
保健・風致の 保存等	649	649	6,489	6,489	6,489

注1)：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2)：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等

該当なし

(3)実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在				治山事業		
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種	
	代 表 的 地 名	林班				
大 津 市	計		48	37		
旧大津市			40	29		
旧志賀町			8	8		
栗 東 市	計		11	11		
野 洲 市	計		4	2		
旧野洲町			4	2		
湖 南 市	計		15	12		
旧石部町			2	2		
旧甲西町			13	10		
甲 賀 市	計		68	57		
旧水口町			11	7		
旧土山町			17	15		
旧甲賀町			10	10		
旧甲南町			4	3		
旧信楽町			26	22		
近江八幡市	計		16	16		
旧近江八幡市			9	9		
旧安土町			7	7		
東 近 江 市	計		33	21		
旧八日市市			2	2		
旧永源寺町			21	12		
旧五個荘町			0	0		
旧能登川町			1	1		
旧愛東町			4	2		
旧湖東町			5	4		
日 野 町	計		12	8		
竜 王 町	計		1	1		
湖 南 地 域	森 林 計 画 区 合 計		208	165		

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧大津市	仰 木 町	2,3,7,8,9	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 南 庄 町	20,21,22	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 生 津 町	24,25,27	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 北 在 地 町	30	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	伊 香 立 途 中 町	34,35,38,39,40	1	○	溪間工
旧大津市	伊 香 立 上 龍 華 町	41,42,43	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	59	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	60	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坂 下 町	66,67	1		溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	葛 川 貫 井 町	112,113,114	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 木 戸 口 町	72,73	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 中 村 町	75,79,80,81,82	1	○	溪間工、山腹工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	83	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	95	1	○	溪間工
旧大津市	葛 川 坊 村 町	82,96	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 坊 村 町	98,99	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	葛 川 町 居 町	100	1		溪間工 山腹工
旧大津市	葛 川 梅 ノ 木 町	105,106	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	坂 本 本 町	119,120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	滋 賀 里 1 丁 目	136	1	○	溪間工
旧大津市	滋 賀 里 1 丁 目	137,138	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧大津市	南 滋 賀 町	146	1	○	溪間工、山腹工
旧大津市	山 上 町	151	1	○	溪間工、山腹工 森林整備等
旧大津市	園 城 寺 町	153	1	○	溪間工
旧大津市	藤 尾 奥 町	154,155	1	○	溪間工
旧大津市	膳 所 上 別 保 町	159	1	○	山腹工
旧大津市	北 大 路 3 丁 目	160	1	○	山腹工
旧大津市	国 分 2 丁 目	161	1	○	溪間工
旧大津市	石 山 寺 辺 町	163,164,166	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 南 郷 町	168,169,171	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 外 畑 町	172,173,174	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	石 山 内 畑 町	176,177	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	田 上 森 町	189,195,196	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 富 川 町	228,229,230	1		溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 東 町	242	1	○	溪間工 森林整備等
旧大津市	大 石 中 町	243			
旧大津市	大 石 龍 門 町	245～248			
旧大津市	大 石 龍 門 町	251	1	○	山腹工
旧大津市	大 石 小 田 原 町	258,262	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大 石 淀 町	255,256	1		溪間工 山腹工
旧大津市	大 石 曾 東 町	264～271	1	○	溪間工 山腹工
旧大津市	大 鳥 居 町	314	1		森林整備等
旧志賀町	北 小 松	6	1	○	山腹工
旧志賀町	南 小 松	14,15,16,17,18,19	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	北 比 良	25,29,30,43,44	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	南 比 良	49,50	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	大 物	51,52	1	○	溪間工
旧志賀町	木 戸	68,69	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧志賀町	和 邇 北 浜	91	1	○	溪間工 山腹工
旧志賀町	八 屋 戸	73,74	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
栗 東 市	荒 張	17,18,19	1	○	溪間工 森林整備等
栗 東 市	荒 張	15,16	1	○	溪間工 森林整備等
栗 東 市	御 園	6	1	○	山腹工
栗 東 市	東 坂	6	1	○	山腹工

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在					治山事業		
市 町 村	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種		
	代 表 的 地 名	林班					
栗 東 市	東	坂	7	1	○	溪間工	
栗 東 市	六	地 蔵	28	1	○	山腹工	
栗 東 市	下	戸 山	23	1	○	山腹工	
栗 東 市	下	戸 山	24	1	○	山腹工	
栗 東 市	安	養 寺	25	1	○	溪間工 山腹工	
栗 東 市	川	辺	24	1	○	山腹工	
栗 東 市	観	音 寺	8	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 野 洲 町	小	堤	8,11	1		森林整備等	
旧 野 洲 町		辻	7	1		森林整備等	
旧 野 洲 町	大	篠 原	11	1	○	山腹工	
旧 野 洲 町	入	町	13	1	○	山腹工	
旧 石 部 町	東	寺	12,13,14,15	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 石 部 町	石	部	7,8,9	1	○	溪間工 山腹工	
旧 甲 西 町	菩	提 寺	4	1	○	溪間工 山腹工	
旧 甲 西 町	菩	提 寺	5	1	○	森林整備等	
旧 甲 西 町	菩	提 寺	9	1	○	森林整備等 山腹工	
旧 甲 西 町	菩	提 寺	11	1		森林整備等	
旧 甲 西 町	正	福 寺	18,19,20	1		森林整備等	
旧 甲 西 町		針	60,61	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 甲 西 町	平	松	61,62	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等	
旧 甲 西 町	夏	見	55,56,57,58	1	○	溪間工、山腹工	
旧 甲 西 町	三	雲	38	1		溪間工 山腹工	
旧 甲 西 町	三	雲	39,40,41,42,43,44	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等	
旧 甲 西 町	三	雲	45,46,47,48,49	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 甲 西 町	三	雲	50,51	1	○	森林整備等	
旧 甲 西 町	三	雲	52,53,54	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等	
旧 水 口 町	下	山	18	1	○	森林整備等	
旧 水 口 町	名	坂	21	1	○	山腹工	
旧 水 口 町	牛	飼	45,46,47,48,78,49,50	1	○	溪間工、山腹工、森林整備等	
旧 水 口 町	牛	飼	52	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 水 口 町	三	大 寺	53	1		溪間工 森林整備等	
旧 水 口 町	三	大 寺	54	1		溪間工 森林整備等	
旧 水 口 町	三	大 寺	55	1		溪間工 森林整備等	
旧 水 口 町	三	大 寺	56	1		森林整備等	
旧 水 口 町	高	山	57,58,59	1	○	溪間工、山腹工	
旧 水 口 町	岩	坂	60	1	○	溪間工、山腹工	
旧 水 口 町	山	上	43,44	1	○	溪間工、山腹工	
旧 土 山 町	頓	宮	5	1	○	森林整備等	
旧 土 山 町	黒	川	47	1	○	山腹工	
旧 土 山 町	黒	滝	50,51,52,53,54	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 土 山 町	黒	滝	60～66	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 土 山 町	山	女 原	79～82	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 土 山 町	笹	路	85,86	1		森林整備等	
旧 土 山 町	大	河 原	109～130	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 土 山 町	大	河 原	131～156	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 土 山 町	瀬	音	11～17	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 土 山 町	青	土	19	1	○	溪間工	
旧 土 山 町	鮎	河	159～164	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 土 山 町	鮎	河	165	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等	
旧 土 山 町	鮎	河	166	1	○	溪間工 森林整備等	
旧 土 山 町	鮎	河	167	1	○	森林整備等	

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

市 町 村	森 林 の 所 在		治山事業		
	区 域		施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名	林班			
旧土山町	鮎 河	168,169	1	○	溪間工 森林整備等
旧土山町	鮎 河	170	1		森林整備等
旧土山町	鮎 河	171	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	神	29,35	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	神	31,38	1	○	山腹工 森林整備等
旧甲賀町	榛 野	40,42,43	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	榛 野	35～44	1	○	溪間工、森林整備等
旧甲賀町	榛 野	45,46	1	○	森林整備等
旧甲賀町	油 日	55	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	56,57	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	60	1	○	溪間工
旧甲賀町	油 日	61	1	○	溪間工 森林整備等
旧甲賀町	油 日	63	1	○	森林整備等
旧甲南町	塩 野	38,43,44,46,47,45	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧甲南町	柑 子	19	1	○	山腹工
旧甲南町	磯 尾	25	1		森林整備等
旧甲南町	杉 谷	24,25,31～35	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	宮 町	101～109	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	94,95,96,100	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	勅 旨	65,68	1	○	溪間工事 森林整備等
旧信楽町	長 野	1	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	長 野	61	1	○	森林整備等
旧信楽町	長 野	62,63	1	○	溪間工 山腹工
旧信楽町	西	131	1	○	森林整備等
旧信楽町	柞 原	129,130	1	○	森林整備等
旧信楽町	中 野	124,125,126	1	○	溪間工、森林整備等
旧信楽町	神 山	57,58,59	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	87	1		溪間工 森林整備等
旧信楽町	黄 瀬	100,101,102	1	○	森林整備等
旧信楽町	牧	76,81,82	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	牧	78	1	○	山腹工
旧信楽町	畑	4	1		森林整備等
旧信楽町	畑	30	1	○	森林整備等
旧信楽町	小 川	114,115,116	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	上 朝 宮	140	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	156	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	157	1		森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	158	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	159	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	160	1	○	森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	161	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	164,165	1	○	溪間工 森林整備等
旧信楽町	多 羅 尾	183	1		溪間工 森林整備等
旧近江八幡市	北 之 庄 町	11	1	○	溪間工
旧近江八幡市	南 津 田 町	9,10	1	○	山腹工
旧近江八幡市	浄 土 寺 町	2	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江八幡市	新 巻 町	1	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	倉 橋 部 町	2	1	○	森林整備等
旧近江八幡市	白 王 町	14	1	○	山腹工
旧近江八幡市	島 町	14,15	1	○	山腹工
旧近江八幡市	北 津 田 町	16	1	○	山腹工
旧近江八幡市	円 山 町	12	1	○	山腹工
旧安土町	上 豊 浦	4	1	○	山腹工 森林整備等
旧安土町	上 出	6	1	○	山腹工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在				治山事業		
市 町 村	区 域		林班	施行 地区数	うち前半 5年分	主 な 工 種
	代 表 的 地 名					
旧安土町	石	寺	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧安土町	下	豊 浦	2	1	○	山腹工
旧安土町	東	老 蘇	3	1	○	山腹工
旧安土町	桑	実 寺	3	1	○	山腹工 流路工
旧安土町	石	寺	2	1	○	山腹工
旧八日市市	小	脇	19	1	○	山腹工
旧八日市市	尻	無 町	10	1	○	山腹工
旧永源寺町	君	ヶ 畑	49, 54, 58,64	1	○	溪間工
旧永源寺町	君	ヶ 畑	68,70	1		溪間工
旧永源寺町	君	ヶ 畑	65	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高	野	10	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高	野	7,9	1		溪間工
旧永源寺町	高	野	11	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	高	野	12	1	○	溪間工
旧永源寺町	茨	川	91,92,93,94, 101,102,103,104, 105,106,110, 111,112,113	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧永源寺町	杠	葉 尾	140	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	杠	葉 尾	161,162	1	○	溪間工
旧永源寺町	和	南	204	1		森林整備等
旧永源寺町	和	南	205	1	○	森林整備等、山腹工
旧永源寺町	甲	津 畑	245,246	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄	和 田	125,128	1	○	溪間工
旧永源寺町	黄	和 田	127,128	1		溪間工 森林整備等
旧永源寺町	黄	和 田	135	1	○	溪間工
旧永源寺町	政	所	116	1		森林整備等
旧永源寺町	政	所	117	1		森林整備等
旧永源寺町	政	所	118	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政	所	119	1	○	溪間工 森林整備等
旧永源寺町	政	所	120	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧能登川町	北	須 田	4	1	○	森林整備等
旧愛東町	百	済 寺	15	1		森林整備等
旧愛東町	百	済 寺	16	1		森林整備等
旧愛東町	百	済 寺	30,32,33,34,35,39	1	○	森林整備等
旧愛東町	平	尾	9,10	1	○	山腹工
旧湖東町	平	柳	6	1		森林整備等
旧湖東町	平	柳	7	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
旧湖東町	平	柳	12	1	○	溪間工
旧湖東町	下	一 色	9,10	1	○	溪間工 森林整備等
旧湖東町	下	一 色	12、13	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町		原	23	1		溪間工
日 野 町		原	24	1		溪間工
日 野 町		原	25,26	1	○	溪間工 山腹工
日 野 町	小	野	33	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	西	明 寺	47	1	○	森林整備等
日 野 町	鎌	掛	86,87	1		森林整備等
日 野 町	鎌	掛	89,90	1	○	森林整備等
日 野 町	蔵	王	59	1		森林整備等
日 野 町	蔵	王	60,62,71	1	○	溪間工 山腹工 森林整備等
日 野 町	平	子	67,68	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	北	畑	55,56	1	○	溪間工 森林整備等
日 野 町	熊	野	61、65	1	○	溪間工 山腹工
竜 王 町		鏡	25,26	1	○	溪間工 山腹工

6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位：面積 ha

特定保安林	市町	要整備森林			実施すべき施業の方法および時期等												その他 必要な 事項	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		番 号	所在		面積	造林				保育				伐採					その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			位置	林 班		小 班	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積			方法	時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位：面積 ha

区 分		施 業 方 法			そ の 他
		伐 採 方 法			
		伐採種を 定めない	択 伐	禁 伐	
市 町 別 内 訳	大 津 市	9,550	5,417	517	各法令の定めるところによる。
	近江八幡市	233	751	16	
	草 津 市	53	8	—	
	守 山 市	—	5	—	
	栗 東 市	1,339	72	9	
	甲 賀 市	12,912	3,977	243	
	野 洲 市	474	407	—	
	湖 南 市	2,492	552	2	
	東 近 江 市	9,137	2,724	1,535	
	日 野 町	1,158	1,098	101	
	竜 王 町	799	171	—	
総 数		38,146	15,182	2,422	

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、
西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹 種	仕 立 て 方 法	植 栽 本 数
ス ギ	密 仕 立 て	4, 5 0 0 本 / h a
	中 仕 立 て	3, 5 0 0 本 / h a
	疎 仕 立 て	2, 5 0 0 本 / h a
ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4, 5 0 0 本 / h a
	中 仕 立 て	3, 5 0 0 本 / h a
	疎 仕 立 て	2, 5 0 0 本 / h a
広 葉 樹		1, 0 0 0 本 / h a ～ 3, 0 0 0 本 / h a

別表 2 間伐の標準的な方法

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)						間 伐 の 方 法
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	
ス ギ	植栽本数3, 500本/ha 程度の場合	1 5	2 0	3 0	4 0	6 0	7 0	間伐率（本数率）はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 （材積率で35%以下）
ヒ ノ キ	植栽本数3, 500本/ha 程度の場合	2 5	3 0	4 0	5 5	7 0	8 0	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹 種	施 業 体 系	間 伐 時 期 (年)						間 伐 の 方 法
		初 回	2 回 目	3 回 目	4 回 目	5 回 目	6 回 目	
ス ギ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	2 0	3 5	6 0				間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,500本/ha 程度の場合	3 0	4 0	5 5	7 5			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

① 人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壤保全機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形 a 傾斜が急な箇所であること。 b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。 (イ) 地質 a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。 c 破碎帯又は断層線上にある箇所であること。 d 流れ盤となっている箇所であること。 (ウ) 土壤等 a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。 b 土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 c 石礫地から成っている箇所であること。 d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。
② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)	次のいずれかに該当する森林 (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。
③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)	次のいずれかに該当する森林 (ア) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林(択伐を行う場合に限る)。

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)	次の条件のいずれかに該当する森林 (ア) 地形について - a 標高の高い地域 - b 傾斜が急峻な地域 - c 谷密度の大きい地域 - d 起伏量の大きい地域 - e 溪床又は河川勾配の急な地域 - f 掌状型集水区域 (イ) 気象について - a 年平均又は季節的降水量の多い地域 - b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 (ウ) その他 大面積の伐採が行われがちな地域
--	---

(附) 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区 分		区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100
			総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数		200,089	96,106	7,118	88,988	48
市 町 別 内 訳	大 津 市	46,451	24,990	2,983	22,006	54
	近江八幡市	17,745	1,926	682	1,245	11
	草 津 市	6,782	208	－	208	3
	守 山 市	5,574	22	－	22	0
	栗 東 市	5,269	2,310	444	1,866	44
	甲 賀 市	48,162	32,406	1,990	30,416	67
	野 洲 市	8,014	1,229	215	1,014	15
	湖 南 市	7,040	3,643	－	3,643	52
	東 近 江 市	38,837	21,796	680	21,116	56
	日 野 町	11,760	6,099	－	6,099	52
	竜 王 町	4,455	1,477	124	1,353	33

注： 区域面積は令和2年7月1日時点全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林の地域別の森林計画書（湖南森林計画区）による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 地 況
ア 気 候

観 測 地	気 温 (℃)			年 間 降 水 量 (mm)	最 深 積 雪 量 (cm)	備 考
	最 高	最 低	年平均			
南 小 松	37.2	-3.3	15.5	1,517	-	
東 近 江	37.6	-4.9	15.0	1,436	-	
大 津	37.3	-2.0	15.8	1,482	-	
信 楽	35.1	-8.3	13.0	1,378	-	
土 山	36.2	-5.0	14.2	1,445	-	

注：令和4年度滋賀県気象年報（彦根地方気象台）

イ 地 勢

当計画地は滋賀県南部に位置し、東部北部は多賀町、愛荘町、彦根市と接し、東部から南部にかけては鈴鹿山脈、中南部丘陵地帯を境に三重県西部と接している。また、南部から西部にかけては京都府南部と接し、西部北部については高島市と接している。

この地域は東部山岳地帯、中南部丘陵地帯および西部山岳地帯に大別される。

東部山岳地帯は鈴鹿山脈の中心をなし、鈴ヶ岳(1,130m)、御池岳(1,247m)、竜ヶ岳(1,100m)、御在所山(1,212m)、雨乞岳(1,238m)、綿向山(1,110m)、鎌ヶ岳(1,161m)等の1,000mを越す高峰が立ち並び、30°内外の急峻な傾斜の山岳地帯を形成しており、愛知川、日野川、野洲川等の主要河川の源となっている。

これら河川は流下に伴い、中小河川を合流し、下流に肥沃な平野地帯を形成し琵琶湖に注いでいる。

中南部丘陵地帯は、甲賀市を中心に比較的緩やかな斜面で野洲川、大戸川等の流域を形成している。

西部山岳地帯は、武奈ヶ岳(1,214m)を主峰とする比良山系の主要部分を擁し、皆子山、大尾山、大比叡（比叡山）、如意が岳、千頭岳へと南北に連なる尾根にて京都府と接している。

比良山系と京都府境の尾根で挟まれている大津市葛川地区は安曇川上流域に属し、大津市西部は和邇川、真野川等小流域の河川が湖岸に接する連山から直接東下し琵琶湖に注いでおり、ともに急峻な地帯をなしている。

ウ 地質、土壌等

古生層は鈴鹿山脈山麓部の愛知川、日野川、野洲川上流域一帯、瀬田川西部、南部および安曇川上流域に広く分布しており、土壌は主としてBD型土壌（適潤性褐色森林土）で土質は良好で地味は肥沃である。

洪積層は日野川、野洲川中流域、和邇川、真野川流域に広く分布し土壌はおおむねBD-d型土壌であり、土質は良好であるが地味はやや肥沃度に乏しい。

洪積層は平地部、湖岸周辺に分布し、BD型土壌、BE型土壌（弱湿性褐色森林土）であり土壌深度は深く、肥沃度に富む土壌である。

花崗岩は鈴鹿山脈の山稜地帯、野洲川中流域、大戸川流域および比良山系東側斜面に分布しており、土壌はBB型土壌（乾性褐色森林土）、BC型土壌（弱乾性褐色森林土）であり、土壌深度は浅く、肥沃度に乏しい土壌となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区 分		総 数	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	う ち 田	う ち 畑	総 数	うち宅地
総 数		177	96	34	30	3	47	17
市 町 別 内 訳	大 津 市	37	25	3	3	0	9	4
	近江八幡市	10	2	5	4	0	4	1
	草 津 市	4	0	1	1	0	3	2
	守 山 市	4	0	2	2	0	2	1
	栗 東 市	5	2	1	1	0	2	1
	甲 賀 市	48	32	6	5	1	10	2
	野 洲 市	6	1	2	2	0	2	1
	湖 南 市	7	4	1	1	0	3	1
	東 近 江 市	38	22	9	8	1	8	2
	日 野 町	12	6	3	2	0	3	1
	竜 王 町	4	1	1	1	0	2	0

注：令和4年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

(4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	69,226	383	367	8	7	33,259	35,543

注：滋賀県民経済計算年報（令和元年度）による。

(5) 産業別就業者数

単位：人

区分		総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			計	農業	林業	水産業		
総数		476,894	10,829	10,334	263	232	152,644	313,421
市 町 別 内 訳	大津市	146,675	1,601	1,435	91	75	32,908	112,166
	近江八幡市	38,228	1,331	1,227	6	98	13,168	23,729
	草津市	59,799	827	808	7	12	18,183	40,789
	守山市	38,411	834	812	5	17	12,431	25,146
	栗東市	32,203	492	479	10	3	10,570	21,141
	甲賀市	41,838	1,550	1,469	77	4	16,495	23,793
	野洲市	23,673	759	746	1	12	8,579	14,335
	湖南市	26,154	364	356	7	1	11,312	14,478
	東近江市	53,421	2,134	2,087	38	9	21,979	29,308
	日野町	10,003	531	509	21	1	4,229	5,243
	竜王町	6,489	406	406	0	0	2,790	3,293

注：令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分			総数			1齡級			2齡級			3齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			88,987.85	16,597,638	101,524	81.44	0	0	75.73	257	12	108.29	1,936	268	
立木地	総数	計	85,762.60	16,597,638	101,524	81.44	0	0	75.73	257	12	108.29	1,936	268	
		針	60,322.05	13,823,274	89,773	59.59	0	0	59.14	235	12	79.81	1,651	235	
		広	25,440.55	2,774,364	11,751	21.85	0	0	16.59	22	0	28.48	285	33	
	人工林	総数	計	37,883.80	9,494,800	82,647	74.91	0	0	75.04	255	12	106.83	1,918	267
			針	37,491.44	9,475,026	82,205	59.57	0	0	59.14	235	12	79.52	1,642	234
			広	392.36	19,774	442	15.34	0	0	15.90	20	0	27.31	276	33
		育成単層林	計	36,883.51	9,375,877	78,958	57.27	0	0	50.05	180	12	66.97	1,532	228
			針	36,641.23	9,361,810	78,716	48.15	0	0	38.01	166	12	55.45	1,395	211
			広	242.28	14,067	242	9.12	0	0	12.04	14	0	11.52	137	17
		育成複層林	計	1,000.29	118,923	3,689	17.64	0	0	24.99	75	0	39.86	386	39
			針	850.21	113,216	3,489	11.42	0	0	21.13	69	0	24.07	247	23
			広	150.08	5,707	200	6.22	0	0	3.86	6	0	15.79	139	16
	天然林	総数	計	419.25	66,908	201	6.53	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1
			針	270.58	53,064	98	0.02	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1
			広	148.67	13,844	103	6.51	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成複層林	計	419.25	66,908	201	6.53	0	0	0.00	0	0	0.91	13	1
			針	270.58	53,064	98	0.02	0	0	0.00	0	0	0.29	9	1
			広	148.67	13,844	103	6.51	0	0	0.00	0	0	0.62	4	0
	天然生林	計	47,459.55	7,035,930	18,676	0.00	0	0	0.69	2	0	0.55	5	0	
		針	22,560.03	4,295,184	7,470	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
		広	24,899.52	2,740,746	11,206	0.00	0	0	0.69	2	0	0.55	5	0	
竹林			772.87	155,190	0										
伐採跡地			0.63	0	0										
未立木地			1,443.29	0	0										
更新困難地			1,008.46	0	0										

注：令和6年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は束、成長量:m3

4齡級			5齡級			6齡級			7齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
316.21	15,513	1,600	570.83	47,232	3,327	723.10	80,890	4,530	1,311.63	184,197	6,517
316.21	15,513	1,600	570.83	47,232	3,327	723.10	80,890	4,530	1,311.63	184,197	6,517
293.10	15,000	1,571	503.82	45,264	3,229	683.11	79,203	4,470	1,107.28	173,722	6,220
23.11	513	29	67.01	1,968	98	39.99	1,687	60	204.35	10,475	297
310.58	15,138	1,565	561.84	46,741	3,299	715.41	80,409	4,509	1,186.71	177,574	6,336
288.23	14,640	1,536	500.68	44,944	3,210	679.90	78,906	4,451	1,104.35	173,280	6,202
22.35	498	29	61.16	1,797	89	35.51	1,503	58	82.36	4,294	134
216.45	11,261	1,170	355.56	31,646	2,245	544.08	63,638	3,545	1,015.56	157,963	5,579
207.07	11,052	1,159	331.83	30,890	2,205	525.62	62,856	3,515	981.35	156,293	5,532
9.38	209	11	23.73	756	40	18.46	782	30	34.21	1,670	47
94.13	3,877	395	206.28	15,095	1,054	171.33	16,771	964	171.15	19,611	757
81.16	3,588	377	168.85	14,054	1,005	154.28	16,050	936	123.00	16,987	670
12.97	289	18	37.43	1,041	49	17.05	721	28	48.15	2,624	87
0.45	32	3	4.38	220	13	1.53	81	3	0.00	0	0
0.45	32	3	1.71	145	9	0.32	25	1	0.00	0	0
0.00	0	0	2.67	75	4	1.21	56	2	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.45	32	3	4.38	220	13	1.53	81	3	0.00	0	0
0.45	32	3	1.71	145	9	0.32	25	1	0.00	0	0
0.00	0	0	2.67	75	4	1.21	56	2	0.00	0	0
5.18	343	32	4.61	271	15	6.16	400	18	124.92	6,623	181
4.42	328	32	1.43	175	10	2.89	272	18	2.93	442	18
0.76	15	0	3.18	96	5	3.27	128	0	121.99	6,181	163

区分			8齡級			9齡級			10齡級			11齡級			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
總數			2,538.16	451,627	10,764	3,553.92	733,018	11,508	5,056.69	1,095,798	12,029	5,160.41	1,192,426	10,153	
立木地	總數	計	2,538.16	451,627	10,764	3,553.92	733,018	11,508	5,056.69	1,095,798	12,029	5,160.41	1,192,426	10,153	
		針	2,445.09	445,652	10,624	3,460.81	726,004	11,362	4,698.42	1,069,828	11,676	4,767.59	1,157,577	9,776	
		広	93.07	5,975	140	93.11	7,014	146	358.27	25,970	353	392.82	34,849	377	
	人工林	總數	計	2,453.43	445,522	10,626	3,462.48	724,805	11,350	4,645.38	1,060,823	11,605	4,537.18	1,119,077	9,572
			針	2,438.67	444,611	10,603	3,447.82	723,676	11,328	4,632.98	1,059,748	11,597	4,532.86	1,118,695	9,567
			広	14.76	911	23	14.66	1,129	22	12.40	1,075	8	4.32	382	5
		育成単層林	計	2,425.23	441,325	10,516	3,443.39	721,190	11,283	4,596.12	1,050,778	11,488	4,499.75	1,110,457	9,507
			針	2,410.47	440,414	10,493	3,428.73	720,061	11,261	4,583.72	1,049,703	11,480	4,496.12	1,110,124	9,503
			広	14.76	911	23	14.66	1,129	22	12.40	1,075	8	3.63	333	4
		育成複層林	計	28.20	4,197	110	19.09	3,615	67	49.26	10,045	117	37.43	8,620	65
			針	28.20	4,197	110	19.09	3,615	67	49.26	10,045	117	36.74	8,571	64
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.69	49	1
	天然林	總數	計	1.05	284	4	7.86	623	13	15.29	1,584	16	15.60	1,550	12
			針	1.05	284	4	0.41	58	0	6.17	1,017	7	2.31	415	1
			広	0.00	0	0	7.45	565	13	9.12	567	9	13.29	1,135	11
		育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		育成複層林	計	1.05	284	4	7.86	623	13	15.29	1,584	16	15.60	1,550	12
			針	1.05	284	4	0.41	58	0	6.17	1,017	7	2.31	415	1
			広	0.00	0	0	7.45	565	13	9.12	567	9	13.29	1,135	11
	天然生林	計	83.68	5,821	134	83.58	7,590	145	396.02	33,391	408	607.63	71,799	569	
		針	5.37	757	17	12.58	2,270	34	59.27	9,063	72	232.42	38,467	208	
		広	78.31	5,064	117	71.00	5,320	111	336.75	24,328	336	375.21	33,332	361	
竹林															
伐採跡地															
未立木地															
更新困難地															

注：令和6年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は束、成長量:m3

12齡級			13齡級			14齡級			15齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
6,545.24	1,390,766	8,304	9,764.48	1,929,656	11,688	11,272.12	2,077,470	12,163	8,629.01	1,530,841	5,039
6,545.24	1,390,766	8,304	9,764.48	1,929,656	11,688	11,272.12	2,077,470	12,163	8,629.01	1,530,841	5,039
5,266.31	1,270,935	7,230	6,554.18	1,609,217	8,872	6,335.43	1,549,328	7,764	4,654.72	1,090,954	3,110
1,278.93	119,831	1,074	3,210.30	320,439	2,816	4,936.69	528,142	4,399	3,974.29	439,887	1,929
4,087.76	1,067,279	6,316	4,311.47	1,231,588	7,307	3,514.17	1,044,760	5,617	1,816.81	559,503	2,019
4,086.30	1,067,165	6,315	4,292.17	1,229,878	7,288	3,491.91	1,042,782	5,596	1,790.46	557,150	2,019
1.46	114	1	19.30	1,710	19	22.26	1,978	21	26.35	2,353	0
4,059.34	1,059,920	6,271	4,284.96	1,225,279	7,275	3,497.08	1,040,217	5,596	1,801.27	555,550	2,007
4,058.86	1,059,881	6,271	4,265.72	1,223,575	7,256	3,474.87	1,038,245	5,575	1,776.73	553,377	2,007
0.48	39	0	19.24	1,704	19	22.21	1,972	21	24.54	2,173	0
28.42	7,359	45	26.51	6,309	32	17.09	4,543	21	15.54	3,953	12
27.44	7,284	44	26.45	6,303	32	17.04	4,537	21	13.73	3,773	12
0.98	75	1	0.06	6	0	0.05	6	0	1.81	180	0
24.81	4,441	19	49.43	7,512	33	63.69	8,161	58	35.67	5,732	20
23.21	4,301	18	26.04	5,141	17	20.47	4,007	17	21.59	4,248	14
1.60	140	1	23.39	2,371	16	43.22	4,154	41	14.08	1,484	6
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
24.81	4,441	19	49.43	7,512	33	63.69	8,161	58	35.67	5,732	20
23.21	4,301	18	26.04	5,141	17	20.47	4,007	17	21.59	4,248	14
1.60	140	1	23.39	2,371	16	43.22	4,154	41	14.08	1,484	6
2,432.67	319,046	1,969	5,403.58	690,556	4,348	7,694.26	1,024,549	6,488	6,776.53	965,606	3,000
1,156.80	199,469	897	2,235.97	374,198	1,567	2,823.05	502,539	2,151	2,842.67	529,556	1,077
1,275.87	119,577	1,072	3,167.61	316,358	2,781	4,871.21	522,010	4,337	3,933.86	436,050	1,923

区分			16齡級			17齡級			18齡級			19齡級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
總數			5,534.97	987,334	2,092	4,131.26	785,463	1,122	3,434.86	659,347	352	3,413.07	619,650	56		
立木地	總數	計	5,534.97	987,334	2,092	4,131.26	785,463	1,122	3,434.86	659,347	352	3,413.07	619,650	56		
		針	2,897.08	676,187	2,092	2,186.24	555,329	1,122	1,894.79	470,924	352	1,672.87	413,275	56		
		広	2,637.89	311,147	0	1,945.02	230,134	0	1,540.07	188,423	0	1,740.20	206,375	0		
	人工林	總數	計	912.22	288,586	1,240	898.90	299,021	603	749.86	246,221	348	633.88	204,703	56	
			針	905.01	287,917	1,240	896.34	298,774	603	749.09	246,148	348	632.41	204,526	56	
			広	7.21	669	0	2.56	247	0	0.77	73	0	1.47	177	0	
		育成単層林	計	906.18	286,891	1,234	885.22	295,830	598	746.08	245,161	348	627.63	203,023	56	
			針	899.37	286,271	1,234	885.08	295,812	598	745.31	245,088	348	627.13	202,973	56	
			広	6.81	620	0	0.14	18	0	0.77	73	0	0.50	50	0	
		育成複層林	計	6.04	1,695	6	13.68	3,191	5	3.78	1,060	0	6.25	1,680	0	
			針	5.64	1,646	6	11.26	2,962	5	3.78	1,060	0	5.28	1,553	0	
			広	0.40	49	0	2.42	229	0	0.00	0	0	0.97	127	0	
		天然林	總數	計	21.42	3,530	5	24.44	4,290	1	7.14	1,448	0	8.81	1,625	0
				針	14.31	2,655	5	21.80	3,981	1	6.11	1,311	0	6.61	1,390	0
				広	7.11	875	0	2.64	309	0	1.03	137	0	2.20	235	0
	育成単層林		計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
			針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
			広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	
	育成複層林		計	21.42	3,530	5	24.44	4,290	1	7.14	1,448	0	8.81	1,625	0	
			針	14.31	2,655	5	21.80	3,981	1	6.11	1,311	0	6.61	1,390	0	
			広	7.11	875	0	2.64	309	0	1.03	137	0	2.20	235	0	
	天然生林	計	4,601.33	695,218	847	3,207.92	482,152	518	2,677.86	411,678	4	2,770.38	413,322	0		
		針	1,977.76	385,615	847	1,268.10	252,574	518	1,139.59	223,465	4	1,033.85	207,359	0		
		広	2,623.57	309,603	0	1,939.82	229,578	0	1,538.27	188,213	0	1,736.53	205,963	0		
竹林																
伐採跡地																
未立木地																
更新困難地																

注:令和6年度調査による

(単位)面積:ha、材積:立木はm3、立竹は束、成長量:m3

20齡級			21齡級			22齡級			23齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
3,279.44	643,887	0	2,365.27	490,380	0	2,071.72	447,888	0	5,824.75	1,232,062	0
3,279.44	643,887	0	2,365.27	490,380	0	2,071.72	447,888	0	5,824.75	1,232,062	0
1,904.99	476,428	0	1,686.29	412,498	0	1,785.32	412,432	0	5,326.07	1,171,631	0
1,374.45	167,459	0	678.98	77,882	0	286.40	35,456	0	498.68	60,431	0
822.61	258,834	0	694.09	213,689	0	503.11	159,019	0	809.13	249,335	0
822.20	258,779	0	692.90	213,567	0	502.99	159,003	0	805.94	248,960	0
0.41	55	0	1.19	122	0	0.12	16	0	3.19	375	0
811.56	255,456	0	691.88	213,064	0	498.09	157,695	0	803.79	247,821	0
811.22	255,410	0	690.84	212,962	0	498.09	157,695	0	801.49	247,567	0
0.34	46	0	1.04	102	0	0.00	0	0	2.30	254	0
11.05	3,378	0	2.21	625	0	5.02	1,324	0	5.34	1,514	0
10.98	3,369	0	2.06	605	0	4.90	1,308	0	4.45	1,393	0
0.07	9	0	0.15	20	0	0.12	16	0	0.89	121	0
8.00	1,538	0	21.97	4,110	0	38.08	6,479	0	62.19	13,655	0
6.51	1,366	0	19.10	3,710	0	32.06	5,665	0	60.04	13,304	0
1.49	172	0	2.87	400	0	6.02	814	0	2.15	351	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
8.00	1,538	0	21.97	4,110	0	38.08	6,479	0	62.19	13,655	0
6.51	1,366	0	19.10	3,710	0	32.06	5,665	0	60.04	13,304	0
1.49	172	0	2.87	400	0	6.02	814	0	2.15	351	0
2,448.83	383,515	0	1,649.21	272,581	0	1,530.53	282,390	0	4,953.43	969,072	0
1,076.28	216,283	0	974.29	195,221	0	1,250.27	247,764	0	4,460.09	909,367	0
1,372.55	167,232	0	674.92	77,360	0	280.26	34,626	0	493.34	59,705	0

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖南計画区

(単位)面積:ha、材積:立木は1,000m³、立竹は1,000束、成長量:1,000m³

区分	総数	立木地												竹林	無立地	更新地									
		人			木			天然林																	
		総数			育成単層林		育成複層林		総数		育成複層林		天然生林												
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹				総数	針葉樹	広葉樹						
総数	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	773	1,444	1,008				
	85,763	60,322	25,441	37,884	37,491	392	36,884	36,641	242	1,000	850	150	47,879	22,831	25,048	419	271	149	47,460	22,560	24,900				
	16,598	13,823	2,774	9,495	9,475	20	9,376	9,362	14	119	113	6	7,103	4,348	2,755	67	53	14	7,036	4,295	2,741				
総数	102	90	12	83	82	0	79	79	0	4	3	0	19	8	11	0	0	0	19	7	11	0	0	0	
	28,910	27,594	20,896	6,698	12,179	12,112	67	11,940	11,893	46	240	219	21	15,415	8,784	6,631	42	29	14	15,372	8,755	6,617	621	607	88
	5,460	4,732	728	3,032	3,030	2	3,003	3,001	1	30	29	1	2,428	1,702	726	7	6	1	2,421	1,696	725	125	0	0	
制限林	31	27	3	25	25	0	24	24	0	1	1	0	6	3	3	0	0	0	6	3	3	0	0	0	
	60,077	58,169	39,426	18,743	25,704	25,379	325	24,944	24,748	196	761	631	129	32,464	14,047	18,417	377	242	135	32,087	13,805	18,282	151	837	920
	11,137	11,137	9,091	2,046	6,462	6,445	18	6,373	6,361	13	89	84	5	4,675	2,647	2,028	60	48	12	4,615	2,599	2,016	30	0	0
普通林	71	71	62	9	58	58	0	55	55	0	3	3	0	13	5	8	0	0	0	13	5	8	0	0	0
	成長量																								

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

単位：面積 ha、材積 立木は1,000m³ 立竹は1,000束

区 分	総 数	立										木										地						竹 林	無立木 地	更 新 困 難 地
		数			人			工			林			然			天			層			生							
		總			總			總			總			總			總			總			總							
		針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總	針葉樹	広葉樹	總					
總 数	面積	88,988	85,763	25,441	37,884	37,491	392	36,884	36,641	242	1,000	850	150	47,879	22,831	25,048	419	271	149	47,460	22,560	24,900	773	1,444	1,008					
	材積	16,598	16,598	2,774	9,495	9,475	20	9,376	9,362	14	119	113	6	7,103	4,348	2,755	67	53	14	7,036	4,295	2,741	155	0	0					
大 津 市	面積	22,006	20,915	13,538	7,377	8,897	85	8,804	8,722	82	93	90	3	12,018	4,725	7,293	21	16	5	11,998	4,709	7,288	158	415	518					
	材積	4,332	4,332	3,473	859	2,537	6	2,520	2,514	6	16	16	0	1,796	943	853	4	3	1	1,792	940	852	32	0	0					
近江八幡市	面積	1,245	1,130	852	278	199	2	174	173	1	25	24	1	931	655	276	31	10	21	900	645	254	103	8	4					
	材積	173	173	148	25	36	0	35	35	0	2	1	0	137	112	25	3	2	2	133	110	23	21	0	0					
草 津 市	面積	208	190	171	19	13	12	1	13	12	1	0	0	177	159	18	0	0	0	177	159	18	12	5	0					
	材積	29	29	28	2	2	0	2	2	0	0	0	0	27	25	2	0	0	0	27	25	2	3	0	0					
守 山 市	面積	22	7	6	1	2	2	0	2	0	0	0	0	4	3	1	0	0	0	4	3	1	15	0	0					
	材積	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	3	0	0					
栗 東 市	面積	1,866	1,771	1,637	134	867	854	13	819	816	3	48	39	10	904	783	121	55	47	8	849	736	113	33	48	14				
	材積	371	371	358	13	185	0	181	181	0	4	4	0	186	173	13	10	9	1	176	164	12	7	0	0					
甲 賀 市	面積	30,416	29,554	24,148	5,406	17,079	16,976	102	16,755	16,692	63	324	284	40	12,475	7,172	5,303	78	50	27	12,398	7,122	5,276	160	377	325				
	材積	6,133	6,133	5,540	594	4,224	4	4,182	4,180	2	42	40	1	1,910	1,319	590	12	9	3	1,897	1,310	587	32	0	0					
野 洲 市	面積	1,014	969	863	105	218	174	44	180	165	15	38	9	29	750	689	61	47	34	13	703	656	48	31	11	3				
	材積	149	149	140	10	29	27	2	27	26	1	2	1	2	120	113	7	7	6	2	113	107	6	6	0	0				
湖 南 市	面積	3,643	3,558	3,230	328	1,628	1,555	73	1,432	1,398	34	196	157	39	1,930	1,674	256	72	61	11	1,858	1,613	245	34	26	25				
	材積	742	742	710	33	339	335	4	313	311	2	26	25	2	403	374	29	15	13	1	388	361	27	7	0	0				
東近江市	面積	21,116	20,466	9,979	10,486	7,171	7,125	46	6,978	6,948	30	193	177	17	13,295	2,854	10,440	75	20	55	13,219	2,834	10,385	129	420	101				
	材積	3,374	3,374	2,277	1,096	1,713	1,711	2	1,694	1,692	2	19	19	0	1,660	566	1,094	9	4	4	1,652	562	1,090	26	0	0				
日 野 町	面積	6,099	5,887	4,681	1,206	1,705	1,690	15	1,624	1,620	4	82	70	12	4,182	2,991	1,191	41	32	9	4,141	2,959	1,182	75	125	13				
	材積	1,100	1,100	964	136	411	411	1	404	404	0	7	7	0	688	553	135	7	6	1	681	547	134	15	0	0				
竜 王 町	面積	1,353	1,317	1,217	100	104	93	11	103	92	11	1	1	0	1,213	1,124	89	1	1	0	1,212	1,124	89	23	9	4				
	材積	193	193	186	7	16	16	0	16	16	0	0	0	0	177	170	7	0	0	0	177	170	7	5	0	0				

注：令和6年度調査による。
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地														無 立 地	更 新 困 難 地	
			天 然 地						竹 林										
			人 工 林			天 然 地													
			総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹							
総 数	面 積	88,988	85,763	60,322	25,441	37,884	37,491	392	47,879	22,831	25,048	419	271	149	47,460	22,560	24,900	1,444	1,008
	材 積	16,598	16,598	13,823	2,774	9,495	9,475	20	7,103	4,348	2,755	67	53	14	7,036	4,295	2,741	0	0
都道府県有林	面 積	2,651	2,535	2,037	498	1,450	1,397	53	1,086	640	445	57	46	11	1,028	594	434	21	52
	材 積	521	521	466	55	352	349	3	169	117	52	11	9	1	158	108	51	4	0
市町村有林	面 積	1,618	1,545	1,139	406	642	598	44	903	541	362	13	9	4	890	532	358	12	14
	材 積	273	273	232	41	140	137	3	134	95	38	2	2	0	132	94	38	2	0
財産区有林	面 積	1,444	1,358	972	386	818	813	5	540	160	381	6	4	3	534	156	378	1	64
	材 積	302	302	262	40	230	229	0	73	33	39	1	1	0	72	32	39	0	0
私有林	面 積	83,275	80,325	56,174	24,151	34,975	34,684	290	45,350	21,490	23,860	343	211	131	45,007	21,278	23,729	738	878
	材 積	15,501	15,501	12,862	2,639	8,773	8,760	14	6,728	4,103	2,625	53	41	12	6,674	4,061	2,613	148	0

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(5) 制限林の種類別面積

湖南計画区

区分		計画区計	大津市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市
普通林		28,910.43 5,585,042	3,061.73 594,667	145.17 21,941	17.12 3,378	445.78 84,528	132.17 21,736	530.05 113,127
水源かん養保安林		10,808.06 2,037,851	2,570.47 491,765	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	127.56 32,075
土砂流出防備保安林		24,034.87 4,226,749	4,919.01 705,668	47.65 7,562	0.00 0	1,086.66 223,472	729.25 109,372	2,538.04 511,547
土砂崩壊防備保安林		154.51 42,154	12.97 2,963	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	防風保安林	7.22 1,093	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	6.01 1,015	0.00 0
	水害防備保安林	53.50 11,195	30.96 6,283	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	干害防備保安林	0.25 32	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.25 32	0.00 0	0.00 0
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	なだれ防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	落石防止保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	魚つき保安林	17.74 4,342	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	保健保安林	332.76 47,279	100.66 9,848	6.46 969	0.00 0	17.33 4,022	1.89 250	0.00 0
	風致保安林	425.87 89,407	230.46 47,584	8.35 1,549	4.89 986	18.52 3,804	17.20 3,054	15.30 2,547
	小計	837.34 153,348	362.08 63,715	14.81 2,518	4.89 986	36.10 7,858	25.10 4,319	15.30 2,547
保安施設地区		0.20 62	0.19 59	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
砂防指定地		4,466.91 919,882	1,531.31 374,338	0.00 0	0.00 0	97.62 19,920	78.68 12,501	200.69 40,139
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
国定公園	特別保護地区	306.87 29,397	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第1種特別地域	1,488.08 197,938	310.23 84,429	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第2種特別地域	2,158.53 309,315	459.41 94,496	0.00 0	0.00 0	0.00 0	4.26 720	0.00 0
	第3種特別地域	6,255.19 1,107,283	2,700.41 479,322	0.00 0	0.00 0	0.30 29	0.00 0	0.00 0
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	75.62 10,895	75.62 10,895	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
県立自然公園	第1種特別地域	14.02 1,671	12.44 1,284	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	1.58 387
	第2種特別地域	210.63 26,709	119.52 11,432	0.00 0	0.00 0	0.00 0	32.13 5,247	9.18 1,890
	第3種特別地域	3,033.40 616,593	1,159.75 267,249	0.00 0	0.00 0	36.97 7,886	2.31 350	118.49 25,420
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	4,425.94 1,141,514	3,479.18 931,377	0.00 0	0.00 0	37.05 7,147	0.00 0	91.80 19,584
公園合計		17,968.28 3,441,315	8,316.56 1,880,484	0.00 0	0.00 0	74.32 15,062	38.70 6,317	221.05 47,281
鳥獣保護区 特別保護地区		7.70 1,333	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
都市計画区 域風致地区		1,650.47 318,085	1,218.81 247,028	0.00 0	0.00 0	120.21 25,752	3.97 600	8.52 1,817
特別母樹林		0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
史跡名勝天然記念物		16.06 2,543	5.11 812	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
急傾斜地崩壊 危険区域		133.02 24,464	7.90 2,276	0.00 0	0.00 0	5.36 1,159	5.99 696	1.59 330
都道府県自然環境保全 地域特別地区		0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
都道府県自然環境保全 地域普通地区		0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
その他		0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
合計		88,987.85 16,752,828	22,006.14 4,363,775	207.63 32,021	22.01 4,364	1,866.05 377,751	1,013.86 155,541	3,642.80 748,863

注：令和6年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m3)

甲賀市	近江八幡市	日野町	竜王町	東近江市
12,542.36	244.89	3,743.24	313.53	7,734.39
2,652.437	39,766	607.797	46,866	1,398.799
3,050.45	0.18	343.08	0.00	4,716.32
687,337	34	84,502	0	742,138
9,713.07	558.83	1,734.85	786.29	1,921.22
1,784,208	81,674	365,691	115,994	321,561
139.51	1.29	0.00	0.00	0.74
38,850	219	0	0	122
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	1.21	0.00	0.00	0.00
0	78	0	0	0
22.54	0.00	0.00	0.00	0.00
4,912	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	17.74	0.00	0.00	0.00
0	4,342	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
15.71	16.40	52.38	30.58	91.35
2,172	1,375	11,339	4,620	12,684
58.85	26.91	8.26	7.94	29.19
14,217	5,253	1,898	1,405	7,110
97.10	62.26	60.64	38.52	120.54
21,301	11,048	13,237	6,025	19,794
0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
3	0	0	0	0
2,018.73	2.66	61.86	139.14	336.22
367,756	420	11,710	18,193	74,905
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	306.87
0	0	0	0	29,397
21.63	0.42	0.00	0.00	1,155.80
2,835	80	0	0	110,594
253.77	256.30	0.00	0.00	1,184.79
61,515	41,257	0	0	111,327
876.65	65.60	137.73	0.00	2,474.50
229,106	10,578	28,453	0	359,795
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
49.80	0.00	0.00	0.00	0.00
8,140	0	0	0	0
822.76	1.11	0.00	5.51	886.50
123,374	195	0	867	191,252
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
747.65	0.00	0.00	70.26	0.00
173,683	0	0	9,723	0
2,772.26	323.43	137.73	75.77	6,008.46
598,653	52,110	28,453	10,590	802,365
7.70	0.00	0.00	0.00	0.00
1,333	0	0	0	0
0.00	31.77	0.00	0.00	267.19
0	4,891	0	0	37,997
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
6.82	4.02	0.00	0.00	0.11
1,045	663	0	0	23
67.55	15.26	18.09	0.00	11.28
12,740	2,303	3,145	0	1,815
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0	0	0	0	0
30,415.56	1,244.59	6,099.49	1,353.25	21,116.47
6,165,663	193,128	1,114,535	197,668	3,399,519

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m³

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	4,588	4,818	4,402	14	2,775	16,597
人工林	4,541	4,792	141	0	20	9,494
天然林	47	26	4,261	14	2,755	7,103

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

(7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林					要整備森林		備考
	番号	面積				箇所数	面積	
		総数	人工林	天然林	その他			
指定なし								

注1： 特定保安林の番号は、Ⅱの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあつては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位： 面積 h a

区 分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		7	4, 6 7 2
市 町 別 内 訳	大 津 市	1	1, 2 4 3
	近 江 八 幡 市	1	4 3 7
	草 津 市	1	1
	守 山 市	-	-
	栗 東 市	1	1 5 0
	甲 賀 市	1	1, 4 3 1
	野 洲 市	-	1 0 6
	湖 南 市	1	1 8 2
	東 近 江 市	1	8 2 2
	日 野 町	-	2 5 6
	竜 王 町	-	4 4

※ 荒廃地は、平成31年度～令和5年度までの災害報告の合計

※ 荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

単位：面積 ha (火災は a)

種 類	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カ モ シ カ			シ			カ			ク			マ		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5			
市 町 別 内 訳	大 津 市	0	-	-	11	42	10	0	0	0	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	近 江 八 幡 市	-	-	-	10	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-		
	草 津 市	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	守 山 市	-	-	-	4	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	栗 東 市	3	-	-	8	9	7	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
	甲 賀 市	0	0	-	35	1	25	-	0	0	-	-	-	11	13	-	-	-	-	-	-	-		
	野 洲 市	-	-	-	1	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	湖 南 市	-	-	-	11	2	4	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-		
東 近 江 市	-	-	-	15	0	6	0	0	0	0	-	-	5	1	-	-	-	-	-	-	-			
日 野 町	-	-	-	13	1	5	0	0	0	0	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-			
竜 王 町	-	-	-	2	0	2	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
総 数	3	0	-	111	64	69	0	0	0	0	-	-	-	-	-	23	16	3	1	1	1	1		

注 1：令和 5 年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注 2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位 : 戸

区 分		総 数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～30ha 未満	30～50ha 未満	50ha 以上
総 数		3,605	2,349	534	369	177	65	46	32
市 町 別 内 訳	大 津 市	712	407	117	91	55	18	12	12
	近江八幡市	67	45	7	8	2	2	－	3
	草 津 市	58	37	8	6	1	3	1	2
	守 山 市	14	7	3	3	－	1	－	－
	栗 東 市	65	15	10	5	1	－	－	1
	甲 賀 市	1,500	1,015	206	153	75	23	18	10
	野 洲 市	35	17	7	3	2	2	4	－
	湖 南 市	128	93	17	12	1	2	3	－
	東 近 江 市	516	348	73	47	27	11	7	3
	日 野 町	488	348	82	40	13	3	1	1
	竜 王 町	22	17	4	1	－	－	－	－

注：2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区 分		総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
		件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数		94	11,217	14	780	87	10,100	
市 町 別 内 訳	大 津 市	12	1,025	—	—	11	1,020	
	近江八幡市	—	—	—	—	—	—	
	草 津 市	—	—	—	—	—	—	
	守 山 市	—	—	—	—	—	—	
	栗 東 市	1	431	—	—	1	431	
	甲 賀 市	32	4,239	8	544	26	3,352	
	野 洲 市	—	—	—	—	—	—	
	湖 南 市	6	335	2	43	5	292	
	東 近 江 市	35	4,302	2	181	36	4,121	
	日 野 町	8	885	2	12	8	885	
	竜 王 町	—	—	—	—	—	—	

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：令和5年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
東近江市	29	3.84			
総数	29	3.84			

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別		組 合 名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および 森林組合所有 森 林 面 積	備 考
森 林 組 合	大 津 市	坂 本	15	1	1,032	1,046	
		滋 賀 南 部	1,249	13	70,565	10,926	
	草 津 市						
	守 山 市						
	栗 東 市						
	野 洲 市						
	甲 賀 市	滋 賀 中 央	6,231	36	137,800	33,768	
	湖 南 市						
	日 野 町						
	東近江市	東 近 江 市 永 源 寺	846	8	20,490	8,279	
びわこ 東 部		2,206	5	56,001	12,164		
総 数			8,341	58	229,887	54,019	

注1：令和4年度森林組合一斉調査による。

注2：滋賀南部森林組合は、大津市の一部と、草津市、守山市、栗東市、野洲市を区域としており、総数を記載している。

注3：滋賀中央森林組合は、甲賀市、湖南市、日野町を区域としており、総数を記載している。

注4：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単 位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市 町 別		組 合 名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備 考	
生 産 森 林 組 合	大津市	向 在 地	48	0	－	8		
		生 津	37	0	3,212	95		
		伊香立学区	399	0	331	17		
		上 在 地	20	0	－	613		
		北 在 地	38	0	1,000	22		
		下 在 地	55	0	11	2		
		南 庄	107	0	3,341	111		
		上 龍 華	30	0	－	12		
		下 龍 華	18	0	475	32		
		龍 華	－	－	－	－		
		途 中	44	0	9	63		
		普 門	81	0	7,958	185		
		真野町中村	－	－	－	－		
		真 野 佐 川	26	0	3,602	8		
		上仰木辻ヶ下	253	0	99,388	75		
		逢 坂 山	271	0	91,323	127		
		雄 琴	112	0	71,680	10		
		大 鳥 居	－	－	－	－		
		里 町	132	0	61,248	409		
		南 比 良	124	0	28,044	488		
		堂 町	－	－	－	－		
		森 町	49	0	27,089	44		
		羽 栗	81	0	14,448	253		
		千 町	62	0	41,340	4		
		三 ヶ 山	202	0	19,140	68		
		枝	56	0	11,600	45		
		栗 原	74	0	31,080	152		
		外 畑 築	15	0	46,800	46		
		近江八幡市	上 豊 浦	64	0	2,835	35	
			下 豊 浦	255	0	9,778	41	
			常 楽 寺	64	0	14,431	16	
		栗東市	金 勝	515	0	406,397	489	
	蜂 屋		52	0	27,560	19		
	甲 賀 市	岩 坂	17	0	8,636	15		
		牛 飼	89	0	77,682	215		
		大字三大寺	236	0	17,099	60		
		泉	122	0	4,420	16		
		植・宇田共	96	0	47,318	187		
		油日・上野	313	0	83,258	138		
		葛 木	68	0	6,936	34		
		磯 尾	80	0	11,252	82		
		楯 打 山	605	0	16,855	19		
		黄 瀬	111	0	67,777	600		
		小 川	109	0	28,760	48		
		大 字 牧	115	0	12,663	113		
		神 山	216	0	64,000	335		
	野 洲 市	上 朝 宮	85	0	51,348	204		
		大 篠 原	170	0	34,170	159		
		小 堤	54	0	12,240	47		
	湖 南 市	東 寺	41	0	31,460	76		
西 寺		41	0	13,944	40			
三 雲		176	0	43,296	427			
正 福 寺		93	0	52,496	168			
夏 見		70	0	35,348	91			
平 松		56	0	61,712	110			
菩 提 寺		169	0	55,263	135			
東 近 江 市	和 南	54	0	62,971	76			
	押 立 山	1,087	0	39,132	313			
	小 倉	88	0	8,272	72			
	平 柳	109	0	37,848	57			
日 野 町	綿 向	1,448	3	341,000	1,173			
	三 峯 山 南 山	291	0	24,735	256			
	鎌 掛	208	0	32,240	183			
	西 明 寺	39	0	11,592	71			
総 数			9,740	3	2,419,843	9,009		

注：令和4年度森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体等の現況

単 位 : 事業体数

区 分		造 林 業	木材市場	木 材 業	製 材 業	そ の 他
市 町 別 内 訳	大 津 市	4	-	12	9	
	近江八幡市	1	-	3	5	
	草 津 市	-	-	2	2	
	守 山 市	-	-	1	2	
	栗 東 市	-	-	3	5	
	甲 賀 市	2	1(1)	12	14	
	野 洲 市	-	1	1	2	
	湖 南 市	-	-	2	3	
	東 近 江 市	3	-	15	11	
	日 野 町	1	-	2	4	
	竜 王 町	-	-	3	1	
総 数		11	2(1)	56	58	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数		男 女 計			
		経営体数	林業に 60日以上従事	人数	林業に 60日以上従事
総 数		178	36	1,525	92
市 町 別 内 訳	大 津 市	24	4	430	25
	近江八幡市	2	X	X	X
	草 津 市	1	X	X	X
	守 山 市	－	－	－	－
	栗 東 市	14	2	108	2
	甲 賀 市	81	12	503	17
	野 洲 市	2	X	X	X
	湖 南 市	8	3	267	9
	東 近 江 市	28	9	177	21
	日 野 町	18	6	40	18
	竜 王 町	－	－	－	－

注：2020年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。
総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・ 集材機	クレーン	フォーク リフト	モノ レール	小型 運材車	動力 枝打機
12	11	11	0	24	11
グラップル	樹木 粉碎機	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤー ダ
55	0	1	3	3	2

注：令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注：中部森林整備事務所管内の数値は湖南・湖北のどちらに計上している。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市 町 別 内 訳	大津市	151,085	6.87	市 町 別 内 訳	野洲市	8,483	8.37
	近江八幡市	—	—		湖南市	48,326	13.26
	草津市	—	—		東近江市	293,790	13.90
	守山市	—	—		日野町	112,508	18.44
	栗東市	45,953	24.48		竜王町	1,550	1.14
	甲賀市	523,716	17.21	総数		1,185,411	13.32

注1：令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外への異動

（単位 h a）

異動区分 市町名		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
市	大津市	-	-	0.23	0.04	-	0.27
	草津市	-	-	0.96	0.96	-	1.92
町	守山市	-	-	-	-	-	-
	栗東市	-	-	-	0.22	-	0.22
別	野洲市	-	-	-	-	-	-
	甲賀市	-	-	2.01	-	-	2.01
内	湖南市	0.2	-	-	-	-	0.2
	近江八幡市	0.4	-	0.26	-	-	0.66
沢	東近江市	0.49	-	3.14	8.08	-	11.71
	日野町	-	-	0.03	-	-	0.03
別	竜王町	-	-	0.62	-	-	0.62
	総数	1.09	-	7.25	9.3	-	17.64

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：令和5年度に確定したものである。

（２）森林以外より森林への異動

（単位 h a）

異動区分 市町名		農用地	国有林	その他	合計
市	大津市	-	-	-	-
	近江八幡市	-	-	-	-
町	草津市	-	-	-	-
	守山市	-	-	-	-
別	栗東市	-	-	-	-
	甲賀市	-	-	9.18	9.18
内	野洲市	-	-	-	-
	湖南市	-	-	-	-
沢	東近江市	-	-	0.13	0.13
	日野町	-	-	-	-
別	竜王町	-	-	-	-
	総数	-	-	9.31	9.31

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

5 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千m³

主伐(皆伐)上限量の目安
213

※ 計算方法

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

$$E = Zw + (Vw - Vn) / Ta$$

E:伐採(皆伐)材積の目安

Ta:更新期間

Zw:対象森林の期首時の年間成長量

Vw:対象森林の期首時の立木材積

Vn:基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

$$Ea = E \times A$$

Ea:持続的伐採可能量

A:再造林率

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	213	58	271
90	192		250
80	170		228
70	149		207
60	128		186
50	107		165
40	85		143
30	64		122
20	43		101
10	21		79

刊行物名 湖南地域森林計画
令和6年 12月変更
刊行年月 令和7年 2月
発 行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3914 (直通)
FAX 077-528-4886
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp

